

用途地域見直しに係る都市計画変更支援業務

事業項目 都市・交通計画、建築 事業領域 都市計画

目的

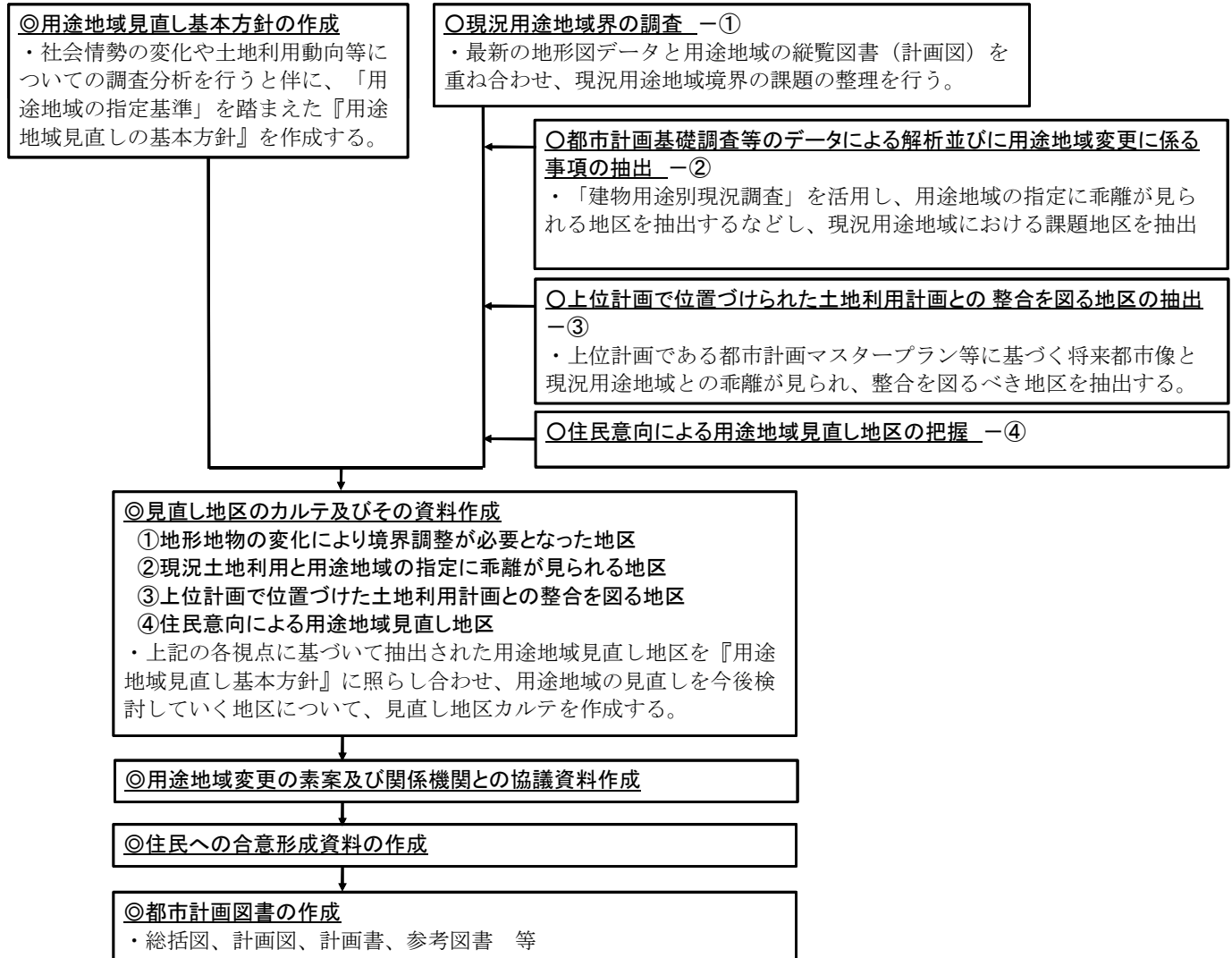
用途地域は、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的として、住宅地、商業地、工業地等都市の主要な構成要素の配置及び密度について公共施設とのバランスに配慮しながら定められた土地利用の計画のもとに、土地利用の現況及び動向を勘案して定められます。都市の計画的な土地利用を実現するため定められる地域地区の中でも最も根幹をなす制度です。

用途地域の変更については、都市計画マスタープラン等が見直されるなど、将来のあるべき市街地像の変更が生じた場合と、土地利用の動向、都市基盤施設等の整備状況等の把握を踏まえた定期的な見直し、いわゆる一斉見直しが基本となっています。

一方、社会経済状況の変化等に伴い、都市計画施設の整備、市街地開発事業の実施により、合理的な土地利用の実現が短期間で可能となった場合等には的確な土地利用の実現を図るため、随時見直しの検討を行うこともあります。このような位置づけのなかで、弊社は、用途地域の見直しについて、以下の考え方によりお手伝いをいたします。

概要

都市計画用途地域の見直しについて、以下のような流れでお手伝いをいたします。



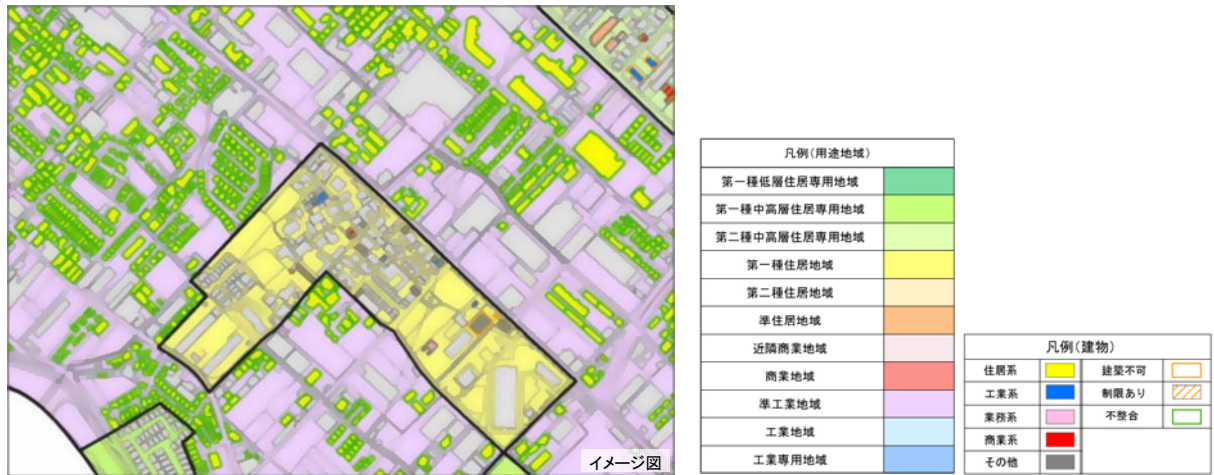
お問い合わせはこちら

株式会社かんこう 〒540-0008 大阪市城東区野江1丁目12番8号

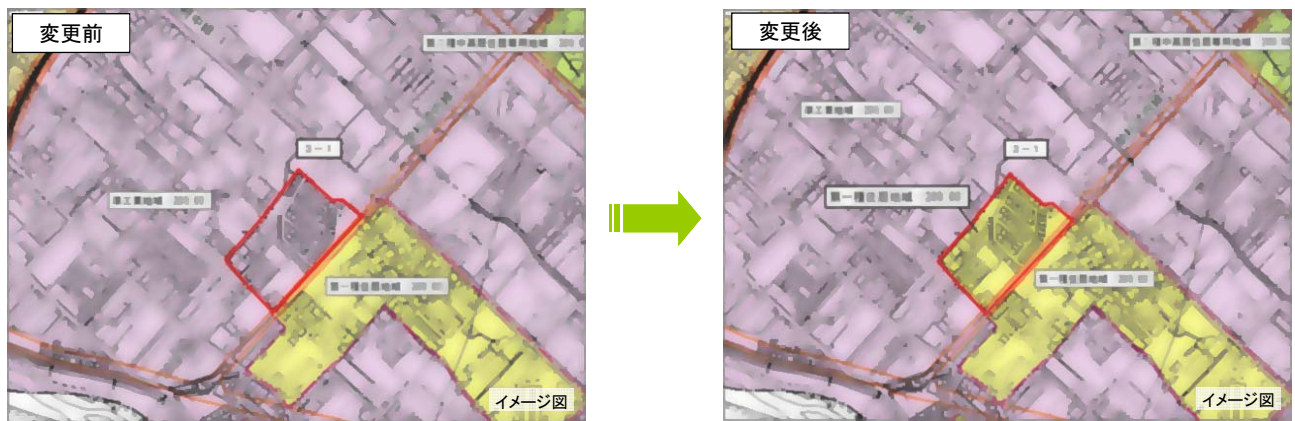
Tel : 06-6935-6920 Fax:06-6935-6996
http://www.kanko.cityis.co.jp/

特 徴

『都市計画基礎調査等のデータによる解析並びに用途地域変更に係る事項の抽出』において、「建物用途別現況調査」を活用し、用途地域の指定に乖離が見られる地区の抽出では、以下のようにGISを活用し、効率的で住民の方が見られても分かりやすい方法を用います。



用途地域の指定に乖離が見られる地区の調査



変更案の作成

実 績 【用途地域等見直しの関連業務】

泉大津市区区分及び用途地域見直しに係る都市計画変更支援業務	発注: 大阪府泉大津市
久御山町都市計画区域区分見直し調査検討業務	発注: 京都府久御山町
特別用途地区の決定に向けた都市計画策定等業務	発注: 京都府亀岡市
亀岡駅北地区の都市計画決定に係る資料作成等業務	発注: 京都府亀岡市
宇治田原町都市計画図作成及び都市計画制度等導入検討業務	発注: 京都府宇治田原町
八幡市都市計画調査業務	発注: 京都府八幡市

備 考

【他の都市計画関連業務】

- ・八幡市都市計画マスタープラン改訂版作成及び都市計画調査業務(発注: 京都府八幡市)
- ・京田辺市都市計画マスタープラン改訂版作成業務(発注: 京都府京田辺市)
- ・亀岡市都市計画マスタープラン見直し(その1)業務(発注: 京都府亀岡市)
- ・第6回線引き見直し素案等作成業務(発注: 大阪府岸和田市)
- ・京阪東ローズタウン美濃山地区都市計画変更業務(発注: 京阪電気鉄道株式会社)

お問い合わせはこちら



株式会社かんこう 〒540-0008 大阪市城東区野江1丁目12番8号

Tel : 06-6935-6920

Fax: 06-6935-6996

<http://www.kanko.cityis.co.jp/>

